

B 地域の特性（地域らしさをいかした統一感のある風景づくり）

B1 伝統集落・まちなみ

目標	伝統集落・歴史的まちなみの風景の形成・育成等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統集落の風景の保全・回復 御嶽、拝所、村ガ－、歴史の道筋、屋敷林、石垣など、厳しい自然の中で風土と共生してきた先人たちの知恵の結晶である伝統集落の風景の保全・回復を図ります。 ■ 歴史的まちなみと調和した風景の保全・育成 市街地内に継承されている歴史的まちなみと調和した風景の保全・育成を図ります。 ■ 地域に残る古民家を再生し、活用したまちなみの形成・創出 地域に残る古民家等については、沖縄らしさを演出する重要な素材でもあり、このような建造物を再生し、活用した風景の形成・創出を図ります。



◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 景観計画の策定・改定数	41回 (R2年度)	55回	67回	82回

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定及び適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。 ● 伝統的集落、歴史的まちなみを有する市町村は、景観計画策定及び景観地区指定等誘導強化に取り組めます。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。
② 伝統集落や	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係課、市町村、観光業等と連携し伝統的集落、歴史的まちな

項目	実施主体	内容
歴史的まちなみの保存活用による地域の活性化		<p>み景観の保全及び地域の観光資源としての活用に向けた効果的施策を展開します。【都市計画・モノレール課、首里城復興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的木造住宅の保全や技術の継承を図ります。【住宅課】 ● 自然環境や景観の保全に配慮した居住環境の形成を図ります。【住宅課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家や御嶽・拝所・石垣・赤瓦など地域の景観資源の保全等に努め、地域の歴史・文化等の特性を生かしたまちづくりに取り組めます。 ● 地域団体や住民と連携しつつ、伝統集落や歴史的まちなみ等地域の特徴を生かした施策等展開、情報発信を行います。 ● 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の指定など、まちの顔となる景観資源の保全に努めます。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 特徴ある地域資源(伝統集落、歴史的まちなみ等)として情報発信を行います。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域貢献活動を通して歴史的遺産の保存・再生・活用・景観の保全の推進を行います。
	建築士会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に眠る歴史文化遺産の発見・保全・活用により地域づくりに生かすヘリテージマネージャー(地域歴史文化遺産保全推進員)を育成します。
③ 古民家再生の取組	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家の保全・再生・活用に関する情報発信(講習会等)を行います。併せて、伝統的木造住宅の保全や技術の継承を図ります。【住宅課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と協力・連携し、地域内の古民家の実態調査・把握に努めるとともに、古民家の保存・再生・活用や流通支援を行います。
	古民家再生協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家活用・保存に向けた連携体制の構築や古民家鑑定士等の育成などに取り組めます。
	景観資材製造業界(木材協会、赤瓦事業組合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統建設資材の流通・拡大を図るとともに、製造等の技術継承に努めます。
	不動産業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家の取扱いや所有者への情報提供、リノベーション等により、古民家流通促進へ協力します。

B2 市街地

目標	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る (地域の個性を活かした市街地景観の形成を図る)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域らしさをいかした統一感のある市街地風景の形成・創出 亜熱帯の光と風、水、緑に配慮し、住民が愛着を感じ、訪れる人々がくつろぎを感じる地域らしさをいかした統一感のある市街地風景の形成・創出を図ります。 ■ 多様な緑の創出による潤いのある市街地風景の形成・創出 市街地内外の緑地を保全・育成するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある市街地風景の形成・創出を図ります。 ■ 歩いて心地よい個性のある市街地空間の形成・創出 地区計画の導入や電線類地中化、タウンカラーの制定、緑陰樹の確保、ストリート・ファニチュアの設置、屋外広告物の規制等によりデザイン性の優れた歩いて楽しい個性のある市街地景観の形成・創出を図ります。



◆目標指標

項目		基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	緑化活動団体数	646 団体 (R2 年度)	670 団体	680 団体	700 団体
2	景観計画の策定・改定数 【再掲】	41 回 (R2 年度)	55 回	67 回	82 回

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実(再掲)	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定及び適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。
② 計画的なまちづくりや緑化の推進等	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、緑地面積の増加や質の向上を推進します。【環境再生課】 ● 県民や地域団体、企業等が取組む緑化活動を支援します。【環境再生課】 ● 花と緑にあふれた環境づくりとして、都市公園の整備を推進します。【都市公園課】 ● 誰もが安全で快適に移動できる空間を創出するため、～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画に基づいた適切な道路植栽及び管理等に取り組めます。【道路管理課】 ● 県民生活の向上や魅力あるまちづくりのため、地域特性に応じた安全快適な通行・歩行空間の創出に取り組めます。【道路管理課】 ● 市町村における空き家対策の促進を支援します。【住宅課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 「緑の基本計画」ほか緑化施策・計画を策定、実施します ● 県や地域と連携・協力し、地域の美化・緑化のためのイベント開催等、普及啓発を行います。 ● 都市公園の整備、都市やグラウンド等の日陰づくりなど、気候変動への対策を見据えたまちづくりを推進します。 ● 景観をはじめ、公衆衛生、防災などの観点から空き家対策計画の策定等、空き家対策の充実に努めます。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門技術を通して緑化推進に向けた協力・助言等を行います。
	不動産業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の流通促進に向けた協力を努めます。
③ 墓地の緑化等による修景の促進	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民や事業者へ墓地整備等における支援、情報提供ほか景観上重要な場所等、立地について適切な規制・誘導を図ります。

B3 農村風景

目標	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地・緑地の文化的風土景観が持続できる農村風景の保全・育成 そこに暮らす人々の営みがつくりだす農地・緑地の文化的風土景観が持続できる農村風景・田園風景の育成・回復を図ります。 ■ 農地・緑地が持つ多面的な機能をいかした農村風景の保全・育成 農地・緑地が有する地域の個性や水源涵養、防災、環境形成等の多面的な機能をいかした風景の育成・回復を図ります。



◆目標指標

項目		基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	多面的機能の保全が図られる面積（多面的機能支払交付金事業）	21,772ha (R4年度)	21,824ha (新規52ha)	21,902ha	22,000ha
2	景観計画の策定・改定数【再掲】	41回 (R2年度)	55回	67回	82回

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実(再掲)	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定及び適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。
② 農村振興を通じた農村風景の整備	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景づくり、歴史・文化等の地域資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持・発揮に取り組めます。【村づくり計画課・農地農村整備課】 ● 農山漁村の多面的機能の発揮に取組む組織の認定と広報を

		<p>行います。【村づくり計画課・農地農村整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村地域における景観に配慮した地域づくりの活性化と人材育成を図ります。【村づくり計画課・農地農村整備課】 ● 農山漁村と都市との交流を促進するためのグリーン・ツーリズム実践者の支援・育成等に取り組みます。【村づくり計画課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村地域における景観に配慮した地域づくりの活性化と人材育成を図ります。 ● 農村においては、景観農業振興地域整備計画等を策定し、農業施設等の景観誘導や沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土防止対策を推進します。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域団体や行政と連携し、グリーン・ツーリズム等の振興に協力します。農村観光や農村の魅力のPR 実施、イベント協力を行います。

C 人と暮らし（季節や生活を感じさせる風景づくり）

C I 生活景

目標	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る （集落の暮らしや風景、歴史文化が来訪者を魅了し、 地域にも恩恵をもたらす景観づくりを図る）
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活の風景や五感により感じる誰にも優しい風景づくり 長い歴史やくらしのなかで生まれ息づいている生活の風景や音、感触、匂いなどによってもたらされる、子供から高齢者や障害者を問わず誰にも優しい風景づくりを図ります。 ■ 地域の資源を保全・回復し、伝統的なくらしの風景づくり 地域に残る御嶽、拝所、村ガ－、石垣、集落全体の居住環境を向上させる集落防護林などの地域の資源を保全・回復し、伝統的なくらしの風景づくりを図ります。 ■ 樹木や緑の保全・育成を図り、潤いと安らぎのある風景づくり 季節のうつろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、くらしに潤いと安らぎのある風景づくりを図ります。



◆目標指標

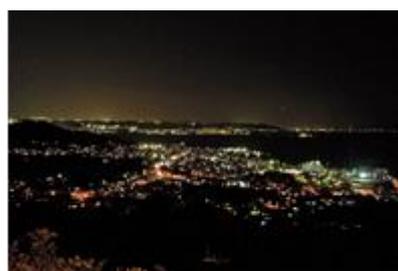
項目		基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	景観計画の策定・改定数【再掲】	41 回 (R2 年度)	55 回	67 回	82 回

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 住民参加の風景づくりの推進	沖縄県	● 地域づくりに関する事例等の収集と情報発信を行い、市町村や団体に地域づくり関連施策の活用促進を図ります。【地域・離島課】
	市町村	● 地域住民主体の風景づくりの支援、住民の景観への関心を高める施策を実施します。 ● 地域特性を生かした景観計画の適切な運用を実施します。
	景観整備機構	● 行政や地域住民への景観づくりに関する情報提供、アドバイスほか、行政と地域住民間のコーディネート、ワークショップや講座等の企画、開催等を行います。
② 景観重要樹木の指定に向けた取組の推進	市町村	● 地域のシンボルとなる樹木、御獄林などの保存に向けた調査検討、協力体制づくりを行います。
	景観整備機構	● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木の調査ほか、指定後の適切な管理等を行います。
③ 地域に残る生活文化や産業等が創る風景の保存	沖縄県	● 農山漁村が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景づくり、歴史・文化等の地域資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持・発揮に取り組みます。(再掲)【村づくり計画課】 ● 離島地域の自然・生態系、景観・風景、独自の伝統芸能・祭祀、生活文化等が尊重され、それらの価値が旅行者・観光客と共有されるよう、ルールや文化の違い等について観光客に周知するなど、レスポンシブル・ツーリズムの推進に取り組みます。【文化観光スポーツ部】
	市町村	● 産業振興と連携した景観形成を推進します。 ● 地域の地場産業が育んだ個性的な産業景観の保全・活用を図ります。

C 2 夜景

目標	地域の魅力を高める夜景の創出・演出を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライトアップ等による夜景の創出・演出 主要拠点施設等の魅力をさらに高めるため、ライトアップ等による夜景の創出・演出を図ります。 ■ 美しい夜景の創出 無秩序な光の氾濫を避け、光と陰の組み合わせによる美しい夜景の創出を図ります。 ■ 地域の経済活動と調和した夜景の創出 営農風景など、地域の経済活動と調和した夜景の創出を図ります。



◆目標指標

	項目	基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	夜間景観誘導措置を定めた景観計画数	23 件 (R4 年度)	28 件	34 件	41 件

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定、内容の充実	沖縄県	● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。(再掲)【都市計画・モルルール課】
	市町村	● 必要に応じて景観計画に夜間景観、照明等に関する項目を設けます。
	景観整備機構	● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。(再掲)
② 星空への眺望の保全、夜景の創出のための関係者の連携	沖縄県	● 首里城のライトアップに取り組みます。【首里城復興課】
	市町村	● 夜間景観に関するマスタープランの策定等により、星空への眺望及び夜景を生かしたまちづくりや公共空間整備を進めます。 ● 夜間景観に配慮した照明器具、サイン等の設置を検討し、地域の特徴を生かした印象的な夜間景観の形成を目指します。 ● 関係事業者等と連携し夜景による地域演出を図ります。
	観光関連業界	● 行政と連携し、地域の夜景を生かした観光プログラムの企画、開催をします。
	屋外広告物業界	● 行政や関係事業者と連携するとともに、業界内の意見集約等を行います。 ● 地域らしい美しい夜景創出に資する広告物のデザインを推進します。

C3 伝統・芸能・まつり

目標	歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出を図る (地域に残る豊年祭等の祭事が行われる空間の保全を図る)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史・文化が息づくいきいきとしたくらしの風景の保全・創出 日々のくらしの中にある、エイサーや豊年祭、海神祭などの祭事をまもり、受け継ぎ、沖縄独自の歴史、文化が息づく伝統の風景の保全・創出を図ります。 ■ 地域で営まれているなりわいの風景の保全・創出 地域で営まれている農業、漁業、商業(マチグラー等)、独特の雰囲気のある生業の風景の保全・創出を図ります。 ■ 伝統・文化、芸能をいかした風景の保全・創出 沖縄固有の伝統・文化、芸能をいかした風景の保全・創出を図ります。



◆目標指標

	項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	文化財の指定件数	1,434件 (R3年度)	1,458件	1,476件	1,494件

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 伝統行事の 保全・継承 及び観光資 源としての 活用	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統行事の保存や継承に向けた取組を支援します。【文化振興課、文化財課】 ● 地域に残る伝統行事等の民俗文化財の調査や映像・記録作成等に係る関係機関への支援を通して、文化財の保存・活用に取り組めます。【教育庁文化財課】 ● シンポジウムや講演等を通して伝統行事等を見直すきっかけをつくり、地域や島の伝統行事の伝承・復元等に向けた取組を推進します。【文化観光スポーツ部】 ● 地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催されている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組めます。【文化観光スポーツ部】 ● 本県のソフトパワーを生かした多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズムの推進に取り組めます。【文化観光スポーツ部】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域主体イベントへの支援、協力を行います。 ● 地域に残る伝統や芸能、祭り等について調査し、保存・継承と活用を行います。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、市町村と連携し、地域の祭り、イベントの情報発信、イベント企画等を行います。 ● 文化・伝統・芸能等のソフトパワーを生かし、良質な観光体験や沖縄の魅力を生かしたサービスなど、付加価値の高いツーリズムを推進していきます。
② 地域に残る 催事空間 等、周辺風 景の修景・ 保全	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の文化的な歴史遺産や風土等と調和し、自然と共生する憩いの場となる都市公園の整備に取り組めます。【都市公園課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に残る祭事空間等及び周辺風景の修景・保全の促進を図ります。

D 公共空間等（沖縄らしさをいかした創造的な風景づくり）

D I 大規模開発

目標	望ましい県土構造の姿を見据えた風景の創造等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 望ましい県土構造の姿をみすえた風景の創造 大規模開発においては、地域特有の自然資源や文化資源を活用した沖縄らしいまちなみや景観の形成に向けて、望ましい県土構造をみすえた風景づくりを図ります。 ■ 国際的にも通用する美しく快適な観光・リゾート空間の創造を図る 都市やリゾートエリアを中心にパブリック空間の面的整備を進め、国際的にも通用する美しく緑豊かな沖縄らしい観光・リゾート空間の創造を図ります。 ■ 生態系や景観へ配慮した風景の創造を図る 開発事業においては、生態系の攪乱、赤土等の流出や景観の悪化を生じさせないように、生態系や景観へ配慮した風景づくりを図ります。



◆目標指標

	項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	景観アセスメント数	68件 (R3年度)	98件	128件	168件

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 公共事業における景観形成の推進	国	● 景観に配慮した社会資本整備のため、公共事業における景観評価を含む景観検討を実施します。
	沖縄県	● 景観アセスメント(景観評価)システムの運用を推進し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。特に“美ら島沖縄”風景づくり先導地区・促進地区や主要な観光地などで行う重点検討事業においては着実に良好な景観形成に努めます。【土木建築部】 ● 公共事業に関する景観形成ガイドライン・マニュアルの活用を推進します。【都市計画・モノルール課】
	市町村	● 景観上重要な事業や広域事業においては、景観アセスメントシステム等を通じて関係機関と連携しふさわしい景観形成に取り組みます。 ● 地形改変を伴う公共工事は、景観ガイドライン等に従って景観への影響の回避・軽減に努めます。 ● 新規の市街地開発においては、良好な景観形成の観点から周辺環境との調和に配慮した公共空間や施設整備等を図ります。
② 民間事業における景観形成の推進	沖縄県	● 駐留軍用地の跡地利用においては、広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながるよう戦略的に推進します。【県土・跡地利用対策課】 ● 市町村と連携して新たな大規模開発の動向を把握するとともに、周辺景観への配慮に向けた調整・協議を行います。【都市計画・モノルール課】
	市町村	● 景観計画等により、大規模開発の景観面における誘導に取り組みます。

D2 道路・河川・海岸等

目標	自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然景観や歴史的風土に配慮した道路・河川・海岸等の風景の創造 道路・河川・海岸等の整備にあたっては、自然景観や地域の歴史的風土に配慮した風景づくりを図ります。 ■ 快適で魅力のある主要道路の風景の創造 道路は、地域の特色を表す街路樹や植栽、ロードパークの整備等を進めるとともに、観光案内板や道路標識の設置、屋外広告物の統一等により、快適で魅力ある風景づくりを図ります。 ■ 生態系や景観へ配慮した河川・海岸等の風景の創造 河川改修、堤防や護岸の設置等においては、生態系の攪乱、親水性の低下や景観の悪化を生じさせないように、生態系や景観に配慮した風景づくりを図ります。



◆目標指標

	項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	無電柱化整備総延長	164.5 km (R2年度)	180.5 km	195.5 km	215.5 km

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 自然環境や景観に配慮した河川や海岸の整備	国	● ダム管理を通じて、水辺の自然環境の保全に取り組みます。
	沖縄県	● 自然石等を用いた河川護岸の整備や景観・環境に配慮した多自然川づくりにより、河川の水辺環境の保全・再生に取り組みます。【河川課】 ● 沖縄らしい砂浜の創出や海浜緑地の創出など、地域の特性に応じた海岸の整備に取り組みます。【海岸防災課】 ● ダム整備・管理を通じて、水辺の自然環境の保全に取り組みます。【河川課】
	市町村	● 関係機関と連携しつつ自然環境再生や総合的な沿岸管理に取り組みます。
② 世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成	国	● 道路空間の良好な景観形成に向け、総合的に無電柱化計画を推進します。 ● 沖縄の顔となる主要道路において、地域の環境に適した植栽の整備と良好な管理を行います。
	沖縄県	● 主要道路及び観光地へのアクセス道路については、適正な植栽管理や飾花を行い、すぐれた沿道環境の形成を図ります。【道路管理課】 ● ～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画に基づく道路植栽の適正な管理を実施するとともに、技術検討を進めます。【土木建築部】 ● 魅力あるまちづくりのため、地域特性に応じた安全快適な歩行空間の創出に取り組みます。【土木建築部】 ● 無電柱化を推進します。【土木建築部】 ● 景観アセスメント(景観評価)システムの運用を推進し、公共事業を通じた良好な景観の創出や維持を進めます。(再掲)【土木建築部】
	市町村	● 主要道路における植栽整備や管理を適切に実施し、すぐれた沿道環境の形成を図ります。 ● 景観重要公共施設の指定などにより、地域の特性に応じた良好な景観形成を進めます。
	電線管理事業者	● 対象路線における無電柱化事業を推進します。

D 3 拠点施設等

目標	沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄らしさをいかした拠点施設(空港・港湾)による風景の創造 地域の第1印象を決定づける空港や港等のターミナルは、本県素材の活用や、建築形態・意匠の工夫など沖縄らしい演出を図り玄関口の顔となる風景づくりを図ります。 ■ 亜熱帯の風土や空間構造をいかした主要公共施設等による風景の創造 主要公共施設や公園等の拠点施設の整備にあたっては、配置やスケール感、光と陰、風の道など、亜熱帯の風土や歴史的空間構造をいかした風景づくりを図ります。 ■ 地域に調和した建築物・工作物による風景の創造 建築物・工作物については、地域に調和しないけばけばしい色彩は避けるとともに、壁面緑化や屋上緑化を取り入れ、緑豊かで統一感のある風景づくりを図ります。



◆目標指標

	項目	基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	景観アセスメント数 【再掲】	68 件 (R3 年度)	98 件	128 件	168 件

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 拠点施設での景観創造の実現	国	● 国営公園、港湾、空港など沖縄の玄関口や拠点となる施設では、沖縄らしい良好な景観の創出を図ります。
	沖縄県	● まちの顔となる主要な公共建築物や港湾、駅などの交通施設等の整備にあたっては、沖縄の風土・文化に調和した良好な景観の創出を図ります。【土木建築部】
	市町村	● まちの顔となる主要な公共建築物の整備にあたっては、沖縄の風土・文化に調和した良好な景観の創出を図ります。
② 国際的な観光地にふさわしい景観形成	沖縄県	● 離島の玄関口となる空港ターミナル一帯は、沖縄の島らしさを生かした景観の演出を重点的に行います。【空港課】
	市町村	● 観光協会や観光事業者と連携して、地域ぐるみで良好な景観形成に取り組みます。
③ 景観と調和する都市公園の整備推進	国	● 沖縄らしい風景を感じる拠点として海洋博公園、首里城公園の整備・維持に取り組みます。
	沖縄県	● 沖縄の歴史的景観に調和する空間として、首里城公園、中城公園などの都市公園の整備を進めます。(再掲)【都市公園課】
	市町村	● 歴史資源、自然資源に親しめる主要公園の整備を進めます。

D 4 屋外広告物

目標	地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちなみや地域イメージと不調和な屋外広告物の再構築 まちなみと不調和な規模や色彩となっている屋外広告物を見直し、適切な広告物となるよう、再構築を図ります。 ■ 地域の経済活動と調和した屋外広告物の創出 地域の経済活動と調和した、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った屋外広告物の創出を図り、よりよいまちなみを演出します。 ■ 観光・リゾートの魅力を高める屋外広告物の創出 本県観光・リゾートの魅力を高めるため、主要道路、拠点施設、観光地など、地域のイメージを高める屋外広告物の創出を図ります。

◆目標指標

項目		基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	屋外広告物コンクールの回数	0回 (R4年度)	2回	5回	9回



◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 屋外広告物行政の地方分権と地域に応じた計画策定の推進	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物制度を県民や事業者に対し周知し、届出率の向上に努めます。【都市計画・モノルール課】 ● 違反広告物の是正及び適正化を図ります。【都市計画・モノルール課】 ● 屋外広告物制度を効果的に運用するため、市町村への権限委譲を促進します。【都市計画・モノルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物は地域性を生かすとともに、周囲の景観に調和するデザインとなるよう誘導します。 ● 景観計画等において、屋外広告物に関する誘導方針や許可基準の設定を設けることを検討します。 ● 地域の的確な屋外広告物の把握・誘導や、条例制定による規制・誘導等を検討します。 ● よい広告物・サイン等への表彰制度創設など、インセンティブを設ける施策を検討します。
② 協働の取組による屋外広告物景観の改善	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共サインは、設置主体と景観部局にて連携し、都市景観の向上に寄与する体系的で良好なデザインとします。【都市計画・モノルール課】 ● 市町村による屋外広告物条例等の制定に対し、支援・助言等を行います。【都市計画・モノルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共サインは地域性を生かすとともに周囲の景観に調和するデザインとします。
	屋外広告物事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政との連携により、県民の屋外広告物への意識を高める取組を行います。 ● 幹線道路、市街地、歴史的集落など屋外広告物を設置する地域の特性に応じて、周囲の景観と調和した統一感のある質の高い屋外広告物のデザインに努め、景観創造を実践します。

2. 分野横断の取組

(1) 意識啓発・情報発信

目標	県民の沖縄らしい風景づくりに対する意識醸成を図る
-----------	---------------------------------

◆目標指標

	項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	景観まちづくりシンポジウム参加者数	200人 (R4年度)	600人	1200人	2000人

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 風景づくりPRイベントの開催	沖縄県	● 景観フォーラム、風景写真展の開催等、風景づくりPRイベントを市町村と連携して実施します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	● 景観フォーラム、風景写真展の開催等、風景づくりPRイベントを県・協議会と連携して実施します。
	協議会	● 景観フォーラム、風景写真展の開催等、風景づくりPRイベントの実施に協力します。
② 広報活動	沖縄県	● 沖縄らしい風景づくりに係るポータルサイトや県民・観光客向け情報発信誌等を活用した多様な広報活動を実施します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	● ポータルサイトや県民・観光客向け情報発信誌等を活用した多様な広報活動に協力します。
	協議会	● 沖縄らしい風景づくりに係るポータルサイトや県民・観光客向け情報発信誌等を活用した多様な広報活動に協力・実施します。

(2) 人材育成

目標	地域において風景づくりに必要な人材の育成を図る (風景づくりを先導する人材とそれを支援する人材の育成)
----	--

◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 景観形成人材育成（地域人材及び専門家の育成）講習会等参加者数	300人 (R4年度)	900人	1800人	3000人

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 地域で風景づくりを担う人材の育成	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> モデル的地区を中心に、わがまちの風景やまちづくりに関心を持つ地域住民（風景づくりサポーター）の育成を図ります。【都市計画・モノレール課】 地域の風景づくりをけん引する地域景観リーダーを育成します。【都市計画・モノレール課】 次世代を担う子供たちへの風景学習を推進します。【都市計画・モノレール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域及び関連部局、県等と連携し、多様な立場の景観人材の育成を図ります。 地域まちなみガイドの育成に取り組めます。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識等を生かし、講師やアドバイザー派遣、講座運営などを通して人材育成に協力します。
② 景観技能者の育成と保護	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> 石積み修復や屋敷林の手入れなど、地域景観を保存・維持していくための技術者の育成を図ります。【都市計画・モノレール課】 公共事業等を通じて、計画的に景観技能者の育成を支援します。【都市計画・モノレール課】 首里城の復元・修復を通して伝統的な建築技術等に係る技術者の育成・確保を図ります。【首里城復興課】 育成した技術やノウハウの横展開を図ります。【都市計画・モノレール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業等を通じて、計画的に景観技能者の育成を支援します。
③ 景観づくり支援人材のスキルアップ	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> 地域の風景づくりを支える、市町村の景観行政担当者や地元コンサルタント、建築関連事業者等の学びを支援します。【都市計画・モノレール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 景観行政担当者のスキルアップを図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識等を生かし、講師やアドバイザー派遣、講座運営などを通して人材育成に協力します。

(3) 研究開発

目標	沖縄の多様な景観を構成する素材や材料等、良好な景観形成に係る 建築技術等の研究開発を効果的・効率的にすすめる
-----------	---

◆目標指標

項目		基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	良好な景観形成に係る建築技術等の研究開発件数	0 件 (R4 年度)	1 件	2 件	3 件

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観創出に係る技術開発研究の実施	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインや除草剤安全使用マニュアルの普及を図り、沿道景観形成技術の向上を図ります。【道路管理課】 ● 風景づくり先導地区等において、関係者等と連携しながら、地場産材品質向上や景観創出新技術開発等、風景づくり推進のために必要な技術の研究・開発等に取り組みます。【都市計画・モルルール課】
	建設業界等	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が作成した景観に関する技術ガイドラインやマニュアル等の普及を図ります。 ● 県等の技術研究開発へ協力し、伝統工法及び素材の周知・広報や活用を図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観に係る緑化技術の研究や建築資材等についての助言、県等が行う技術開発・研究等への協力を行います。
② 最新技術等の活用による景観向上	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や緑化のモニタリング、3D 都市モデルを活用した景観シミュレーションなど、ICT 技術等の活用による良好な景観の維持・向上を図ります。【土木建築部】

3. 重点施策：モデル的地区の認定と支援

(1) モデル的地区の設定

①モデル的地区設定の目的

沖縄県特有の風土に根差したまちなみ景観や地域の人々の暮らしの景観など様々な魅力を有する地区を認定し、それらを守り・育てていくために官民一体の取組を支援することを目的に、風景づくりに重点的に取組むモデル的地区を設定します。

②モデル的地区の役割

モデル的地区に認定された地区は、その良好な景観が沖縄県共有の財産であることを認識し、それらの維持・向上に努めるとともに、沖縄らしい風景づくりのトップランナーとして良好な景観形成をけん引していく役割を担います。

③モデル的地区の種類

■ “美ら島沖縄” 風景づくり先導地区（以下、「風景づくり先導地区」）

現に良好な景観が形成されている地区で、良好な景観形成に向けたルールの担保（景観地区指定、市町村景観計画における重点地区等）、官民連携による取組体制（協議会の設立等）及び景観形成に関連する計画（行動計画等）によって取組が担保されており、沖縄県の景観トップランナーとして優先的に景観形成に対する支援を行う地区。“美ら島沖縄” 風景づくり促進地区よりも優先的に支援を受けることができる。

■ “美ら島沖縄” 風景づくり促進地区（以下、「風景づくり促進地区」）

現に良好な景観が形成または景観形成に向けた取組が予定されている地区で、地区内の景観ルールを担保する制度導入（景観地区・準景観地区、地区計画等）や風景づくりを担う人材育成、官民連携のきっかけづくり等の支援を行い、風景づくり先導地区への移行を促進する地区。

④モデル的地区への支援

- a. 地区住民等を対象とした人材育成
- b. 沖縄県風景づくりポータルサイトにおける情報発信
- c. 景観地区等に関する情報提供、助言等の支援
- d. 地区内の取組への景観アドバイザー（施策・事業）の派遣
- e. 地区内の公共事業等における景観評価システムの運用

※上記の支援策を「風景づくり先導地区」へ優先的に措置

(2) モデル的地区の要件

1) 風景づくり先導地区の要件

以下の要件をすべて満たし、「美ら島沖縄」風景づくり協議会」で風景づくり先導地区と認定された地区。

①風景づくりルールの確立

景観地区（準景観地区）の指定や市町村景観計画における重点地区、形態・意匠の制限を定めた地区計画の指定など、他地区よりきめ細かな景観形成基準が設定されている地区を含むこと

②風景づくり活動体制の確立

専門家、地域団体、行政等からなる協議会等を設立し、官民一体となって風景づくり活動等に取組む体制が確立している地区を含むこと

③風景づくりの取組の確立

地区の目指すべき姿、実施する取組内容と実施期間、取組の実施体制、その他必要な事項を定めた景観に関する事項が位置づけられた行動計画を策定していること

2) 風景づくり促進地区の要件

現に良好な景観が形成または良好な景観形成に向けた取組が予定されており、風景づくり先導地区の認定要件を1つ以上満たし、「美ら島沖縄」風景づくり協議会」で促進地区と認定された地区。

■ モデル的地区の種類と要件

